



西田成希税理士事務所

事務所だより 4月号

桜花の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

緊急事態宣言が解除され、オリンピックの聖火リレーも始まりました。しかし、早くも第4波では？という状況になっています。こんな中ですが、3月下旬に広島へ出張してきました。

相続税の案件で出張しましたが、なぜ『広島』？被相続人の方は、会社勤めの方で、転勤でしばらく大阪に家屋を購入しお住まいでした。その関係で回りまわって私を紹介していただいた次第です。

広島といっても東広島です。行ったことがない場所でしたので、ワクワクしてました。しかし、まだ確定申告が終わっていないので、観光する時間はありません。日帰り出張です。う～ん残念(>_<)。今回は、あらかじめ名所を探しておいて、ゆっくり観光したいと思います(^_^;)。

相続人の方とは、電話でやり取りをしていましたが、お会いするのは初めてです。しかも、お金も絡む大切な話ですので、ちょっと緊張しました。相続人の方に今後の流れと税額の概算をお伝えして、無事終了。帰路、東広島駅までの送迎中、打ち解けて色々とお話を聞かせてもらえました。安心してもらえたようで良かったです。「声だけだったので、どんな人だろう、と不安でした」と話された後、「税理士に会うのは初めてです。生(なま)税理士です」とのこと。普通の家庭では、税理士に依頼する、ということはありません。普通ではないですね。「生税理士」思わず笑ってしまいました(^_^)。

では、事務所だより 4月号をお送りします。



「こだま」しか止まりません。のんびりといきましょう。

福山駅で「のぞみ」に乗り換え。乗り換えの間にパチリ。福山城です。



☆ お知らせ (2021年4月の税務)

期限	項目
4月12日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月15日	給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)
	前年分贈与税の申告
	前年分所得税の確定申告
4月30日	公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	2月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	8月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
4月中	軽自動車税(種別割)の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
	固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
	固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
	固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等)

☆ 相次ぐ大企業の中小化

国内旅行大手のJTBが、資本金を現在の23億400万円から1億円へ減資することが分かりました。税法上の中小企業となることで、様々な優遇措置を利用することが狙いとみられます。企業体力のある実質的な大企業が中小税制の恩恵を受けられる現行制度は不公平との指摘は根強くあります。相次ぐ大企業の中小化によって、今後は中小企業の定義を含む見直し議論が

ますます加速しそうです。

JTBは2月の株主総会で減資を決議して可決しました。3月31日付で実施します。コロナ禍で旅行需要が激減するなかで業績が低迷し、国内店舗の統廃合や早期退職などによる経営のスリム化を図っていましたが、苦境を脱するには至りませんでした。

記録的な業績低迷におちいっているとはいえ、同社は非上場ではあるものの売上高1兆円、従業員2万人を超えるまぎれもない“大企業”です。企業体力に乏しい中小企業を支援する目的で設けられている様々な税優遇を同社が利用するのは違和感をぬぐえないところです。

もっともコロナ禍で同じ動きを見せたのはJTBだけではありません。航空会社のスカイマークや毎日新聞なども減資する方針を示しています。

資本金を減らすということは自社の置かれた窮状を公表することにほかならず、対外的な信用を下げるのは間違いありません。にもかかわらず多くの企業が減資に踏み切る理由は、それだけ中小企業にのみ適用される様々な税優遇が魅力的だからです。

現在の基準では、資本金が1億円以下であれば税法上の中小企業として認められ、大企業に比べて財務基盤がぜい弱であることなどを理由に、年800万円の所得までは法人税率が本則19%から15%に軽減されます。また800万円までの交際費を損金に含められ、欠損金の全額を繰り越せるほか、法人事業税の外形標準課税を課されません。そのほか設備投資などに対する減税措置も中小企業であれば優遇されることが多く、資本金を減らすだけに見合わないほどの数多くのメリットがあります。

☆ 課税される助成金と計上時期

国税庁は、同庁HP上において、「インボイス特設サイト」を公表しました。

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものをいいます。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス特設サイト」は、消費税法改正に伴い、2023年10月から導入される適格請求書等保存方式（以下：インボイス制度）では、適格請求書を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、適格請求書発行事業者の登録は原則として2021年10月1日から2023年3月31日までの間に、納税地の税務署長へ申請書を提出する必要があることから、事業者には各種情報を提供することを目的に開設されました。

インボイス制度では、まず、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならない（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある）とされています。

また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登

録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となりますので、該当されます方はご確認ください。

さらに「インボイス特設サイト」の中で、インボイス制度の概要等の説明や関係通達のほか、インボイス制度の概要を動画にした「Web-Tax-TV」、質問・相談に対応する軽減コールセンター（消費税軽減税率電話相談センター）の案内や、適格請求書発行事業者の登録申請手続きなどが掲載されています。

なお、インボイス制度に関する一般的な相談は、無料の専用ダイヤルを開設しており、土日祝除く午前9時から午後5時まで受け付けるとしてあります。

消費税の仕入税額控除の方式としてインボイスを発行できる適格請求書発行事業者の登録申請受付開始まで1年を切りました。

国税庁では今後、「インボイス特設サイト」において、インボイス制度に関する最新情報を随時掲載していく予定としてあります。

今後の動向に注目です。

☆ 空振りに終わった納税猶予特例

新型コロナウイルス対応で導入された無利子無担保の納税猶予の特例制度が、予定通り2月1日で申請を締め切られました。今後は担保と延滞税を必要とする通常の納税猶予制度のみとなります。利用実績は財務省の想定額の1割強に低迷していることも明らかになり、空振りの気配が漂う支援策をどう軌道修正するのか、政府・与党は頭を悩ませています。

納税猶予の特例は2020年4月の緊急経済対策に盛り込まれました。2020年2月以降、収入が1ヶ月間以上にわたり前年同期比2割以上減少した個人や企業を対象で、ほぼすべての税目に適用されました。猶予を認める条件になっている担保や延滞税も不要で、企業にとって手厚い支援です。

しかし財務省が当初、総額10兆円程度の猶予を見込んでいたのと裏腹に、2020年末までに許可された特例の利用実績（国税分）は、昨年12月までで28万1,348件、適用税額は1兆2,731億円にとどまりました。税目別では「消費税および地方消費税」が半数以上の57.8%を占めて7,499億8,900万円と最も多く、法人税3,804億3,900万円、所得税が1,011億400万円と続きました。申請は2021年に入っても低調なままで、2月1日に締め切られました。

政府は猶予制度と並行し、金融機関を介した企業や個人事業主向けの実質無利子・無担保の融資を拡充しました。1年間の猶予後には、翌年分と二重払いになる事業者もあり、財務省は「当面の資金繰りには融資金を回し、税金は翌年分と二重払いになる負担を避けるために無理をしても支払っておくケースが多かったはず。施策の効果は限定的だった」と分析します。コロナ禍で資金繰りに苦しむ企業のほとんどが赤字のため、そもそも納税する必要がないことも要因とみられます。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488